

平成31年2月

高等学校1・2年生の保護者の皆様へ

上宮太子高等学校  
事務室

# 重 要

平素は本校教育にご協力いただきありがとうございます。

今年度の国の就学支援金・大阪府授業料支援補助金・奈良県授業料軽減の申請の際にご提出いただきました、課税証明書の府県民税・市町村民税所得割額に変更が生じた場合は補助金額が変わることがございます。

以下の事項がございましたら必ず3月4日(月)までに事務室へご連絡ください。

- 修正申告等による平成30年度分の税額変更  
(税額の増減にかかわらず更正通知書を受け取られた日の翌日から15日以内にご連絡ください)
- 結婚またはその解消等による親権者の変更
- 居住地の変更(保護者の方のみの変更もご連絡ください)
- 平成30年度分における控除対象配偶者・配偶者特別控除の適用から外れる あるいは適用になる 等

4月以降に上記の変更が判明した場合は、所得要件が無償化の範囲内であっても返金が生じる場合がございますので、くれぐれもご注意ください。また、平成31年度よりマイナンバーで課税を確認することに制度変更されますのでご承知おきください。

◆お問い合わせ

上宮太子高等学校 事務室 吉神 (TEL0721-98-3611) まで